

令和 8 年度とくしま外国人雇用トータルサポート事業
企画提案募集要領

1 業務概要

(1) 業務名

令和 8 年度とくしま外国人雇用トータルサポート事業

(2) 目的

本県では、生産年齢人口が減少する中、外国人労働者数は増加しており、外国人材は本県経済の持続的発展に必要な人材となっている。また、経済のグローバル化や技術革新が進み、企業では多様な人材が求められており、今後外国人雇用のニーズが高まることが考えられる。このため、「令和 8 年度とくしま外国人雇用トータルサポート事業」を実施し、関係機関・関係事業と連携して、外国人材の雇用・定着に向けた包括的な支援を行うことで、「外国人から選ばれる徳島」を目指す。この業務を受託する事業者（以下「事業者」という。）の選定を行うため、公募型プロポーザルにより企画提案を募集する。

(3) 業務内容

別添「令和 8 年度とくしま外国人雇用トータルサポート事業仕様書」のとおり。

(4) 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。

(5) 見積限度額

20,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、上記金額は予算額の上限であって契約額ではないので留意すること。

2 企画提案の参加要件

次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 職業安定法第 30 条第 1 項の有料職業紹介事業の許可又は同法第 33 条第 1 項の無料職業紹介事業の許可を得ていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないものであること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。

ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

(4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団

の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)でないこと。

- (5) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。
- (6) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とした法人、公序良俗に反する等適当でないと認められる者ではないこと。
- (7) 県税及び国税の未納がないこと。
- (8) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者でないこと。
- (9) 徳島県内に本社、本店又は活動拠点を置いている(※)こと。

(※)「活動拠点を置いている」とは、プロポーザルの参加申込書の提出時点で、徳島県内に設置された自社の支店、営業所等の事務所において、実体的かつ継続的な事業活動が行われていることを指す。

3 企画提案の参加・応募方法

(1) 企画提案への参加について

企画提案に参加する場合は、令和8年3月12日(木)午後5時までに、「令和8年度とくしま外国人雇用トータルサポート事業に係る企画提案参加申込書」(様式第1号)を、電子メール又はファクシミリにより提出すること。なお、送信後、電話にて受信の確認を行うこと。

「企画提案参加申込書」の提出後に辞退する場合は、「令和8年度とくしま外国人雇用トータルサポート事業に係る企画提案辞退届」(様式第2号)を提出すること。

(2) 企画提案書等の提出について

次の書類等を作成し、提出すること。

ア 令和8年度とくしま外国人雇用トータルサポート事業企画提案書(様式第3号)

イ 令和8年度とくしま外国人雇用トータルサポート事業積算書(様式第4号)

ウ 令和8年度とくしま外国人雇用トータルサポート事業統括責任者・運営管理体制(様式第5号)

エ 業務スケジュール

オ 会社概要

カ 定款又は寄付行為の写し(法人格がない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの)

キ 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)

※発行後3ヶ月以内のものに限る。写しの提出でも受け付けるが、受託者となった場合は、契約を締結するまでに原本を提出すること。

ク 決算状況を明らかにする書類(直近2事業年度分)

ケ 有料職業紹介事業許可証又は無料職業紹介事業許可証の写し

(3) 提出部数

- ・電子メールの場合、件名は「令和8年度とくしま外国人雇用トータルサポート事業企画提案書（事業者名）」とし、添付ファイルの形式はPDF形式とすること。
- ・持参又は郵送の場合、6部（正本1部、副本5部）

(4) 提出先

10 質問受付・問い合わせ先のとおり

(5) 提出方法

電子メール、持参又は郵送によること。

電子メールによる場合は、送信後、電話にて受信の確認を行うこと。なお、本県のメール受信容量に限りがあるため、容量が大きい場合は徳島県オンラインストレージサービスの利用を推奨する。徳島県オンラインストレージサービスを利用する場合は、事前に送受信テストをするため令和8年3月18日（水）までに申し出ること。

郵送による場合は、特定記録を利用するなど、差し出しの記録が残るようにすること。

(6) 提出期限

令和8年3月19日（木）午後5時必着

(7) 留意事項

ア 提出する書類及び添付資料は、誤記及び事実と相違が無いようにすること。

イ 持参又は郵送で提出する場合、提出書類は、(2) 提出書類アからケの番号順に書類をファイルに綴り、その書類に対応する記号のインデックスをつけること。

ウ 持参又は郵送で提出する場合、提出書類は、A4版ファイル（左側2穴）に綴じ、表紙及び背表紙に事業名及び会社名を記入すること。また、綴じ穴により、内容を欠損しないようにすること。

エ 添付書類は、原則すべてA4版とする。（判別が困難なようであれば、A3版（持参及び郵送で提出する場合は、A4サイズにZ折綴込み）とする。）

オ 参加申込に要する費用は、応募者の負担とする。

カ 提出された書類は、返却しない。

キ 提出された書類の内容は変更することはできない。

ク 企画提案に応募した事業者名等は、公表する場合がある。

ケ 人件費等経費の積算に当たっては、地域の水準等を踏まえ適正な価格で積算すること。

コ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は、失格とする。

4 委託業者の選定について

(1) 審査の方法

提出された書類の内容を審査するため、選定委員会を開催し、その結果に基づき委託候補者を選定する。

評価は、あらかじめ定められた選定基準に基づき書類審査により行い、最優秀提案者及び次点提案者を選定する。なお、必要に応じてヒアリングを実施することがある。ヒアリングの実施については、徳島県から別途通知する。また、評価に際し、提案者に対して追加資料の提出等を求める場合がある。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、全ての応募者に対し、文書により通知する。

5 本事業における質疑応答

(1) 質問の受付期限

令和8年3月5日（木）正午まで

(2) 質問票の提出

当該公募に係る質問は、「令和8年度とくしま外国人雇用トータルサポート事業に係る質問票」（様式第6号）により、電子メール又はファクシミリにより10に記載の宛先まで提出すること。なお、送信後、電話にて受信の確認を行うこと。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案書提出状況や積算に関する内容等は受け付けない。

なお、質問の受付期間終了後、令和8年3月9日（月）までに、質問者全員に電子メール又はファクシミリにより回答する。

6 契約の締結

(1) 事業は内閣府の「地域未来交付金」を活用して行うため、当該補助金が不採択又は減額交付となったときは、契約手続の中止、契約の解除、契約金額の減額等を行うことがある。

(2) 令和8年度予算を審議する徳島県議会において、当初予算が成立しなかった場合又は減額となった場合には、契約手続の中止、契約の解除、契約金額の減額等を行うことがある。

(3) 徳島県と最優秀提案者は、業務を実施する上で必要となる詳細事項について、協議を行い、これに基づき契約を締結する。

なお、最優秀提案者との協議が整わなかった場合、次点提案者と協議を行うものとする。

(4) 契約を締結するまでに次の書類を提出すること。

ア 納税証明書（県税及び国税に未納がないことの証明書） 原本各1部

イ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 原本1部

発行後3ヶ月以内のものに限る。企画提案書提出時に原本を提出している場合は不要。

- (5) 経理処理は他に行っている事業と明確に区分し、会計関係の帳簿及び証拠書類は、事業が終了した年度の終了後5年間保存すること。
- (6) 県から、事業の実施状況について報告を求められた場合は、速やかに回答すること。
- (7) 事業終了後は、事業の実施内容、事業に要した経費及びその内訳を含む実績報告書を提出すること。

7 委託料の支払

委託料の支払時期、金額、支払方法等は契約で定める。

なお、委託料は、前払いをできるものとする。前払いの額は、契約の内容に応じて県が決定する。

8 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 受託者は、受託者が行う委託業務については、一括して第三者に再委託し、または、請け負わせることができない。ただし、委託業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、徳島県と協議の上、委託業務の一部を再委託することができる。
- (2) 受託者が委託業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に万全を期すこと。
- (3) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また委託業務終了後も同様とする。

9 スケジュール

令和8年2月27日（金）	公募手続開始
令和8年3月5日（木）正午	質問票締切
令和8年3月12日（木）午後5時	企画提案参加申込書締切
令和8年3月19日（木）午後5時	企画提案書等提出締切
令和8年3月下旬から4月上旬	委託事業者決定・契約締結

10 問合せ先及び書類提出先

徳島県生活環境部労働雇用政策課 雇用促進戦略担当 光山
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
電話 088-621-2348
ファクシミリ 088-621-2852

メールアドレス roudoukoyouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp